

サービス管理責任者の実務要件

- ①a及びbの期間が通算して5年以上である者
- ②cの期間が通算して10年以上である者
- ③aからcの期間が通算して3年以上かつdの期間が通算して3年以上である者

業務の範囲	対象となる事業・業務等
a	<p>相談支援業務</p> <p>(※日常生活の自立に関する相談に応じ、助言・指導等の支援を行う業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> i 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 ii 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場、発達障害者支援センター iii 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更正施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター iv 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター v 特別支援学校 vi 保険医療機関(次のいずれかに該当する者) <ul style="list-style-type: none"> (1)社会福祉主事任用資格者 (2)相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められるもの (3)国家資格等(※1)を有している者 (4)上記 i から v に掲げる従業者及び従事者の期間が1年以上(※2)である者
b	<p>直接支援業務</p> <p>入浴、排せつ、食事等の介護、その者及びその介護者に介護に関する指導の業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)、その訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導の業務その他の職業訓練又は職業教育に係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> i 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床 ii 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業 iii 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所 iv 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社又は同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所 v 特別支援学校 <p>次のいずれかに該当する者が、上記直接支援業務のiからvに掲げる業務に従事する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)社会福祉主事任用資格者 (2)相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められるもの (3)児童指導員任用資格者 (4)保育士 (5)精神障害者社会復帰指導員任用資格者
c	bのiからvまでに掲げるものであって、bの(1)～(5)の資格を有していないもの
d	国家資格(※1)を有している者がその資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

(※1)医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士含む)、精神保健福祉士

(※2)「1年以上」:業務に従事した期間が1年以上かつ実際に従事した日数が1年当たり180日以上

◎本資料は、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年9月29日号外厚生労働省告示第544号)」における実務経験を概略化し、見やすくした参考資料です。事業所指定に係る実務経験等の詳細については、事業所所在地の府保健所又は京都府障害保健福祉推進室あてお問い合わせ下さい。